

# 奈良市公報

号外第17号 (平成26年11月後半分)

平成27年9月24日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
印刷所 株式会社 春日

## 目次

### 規則

- 奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則……………1
  - 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則…5
  - 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則…………6
- ### 告示
- 一般競争入札の実施（3件）……………6
  - 生活保護法の規定による医療機関の指定……………7
  - 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………7
  - 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………7
  - 生活保護法の規定による施術者の指定……………8
  - 放置自転車等の保管（2件）……………8
  - 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………8
  - 生活保護法の規定による医療機関の指定……………9
  - 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………9
  - 生活保護法の規定による施術者の指定……………9
  - 開発行為に関する工事の完了……………9
  - 公募型プロポーザルによる受託者の選定……………10
  - 奈良市議会定例会の招集……………10
  - 平成27年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領……………10
  - 平成27年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領……………13
  - 一般競争入札の実施……………15
  - 平成26年度奈良市一般会計補正予算の要領……………16
  - 生活保護法の規定による医療機関の指定……………16
  - 生活保護法の規定による施術者の指定……………16
  - 土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出……………16
  - 奈良農業振興地域整備計画の変更案の縦覧……………17
  - 放置自転車等の保管……………17
  - 住居表示を実施すべき区域等の決定……………17
  - 一般競争入札の実施……………17
  - 放置自転車等の保管……………17
  - 街区の区域の変更……………17
  - 開発行為に関する工事の完了……………18

### 訓令 甲

- 奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令……………18

### 公 営 企 業

- 一般競争入札の実施（2件）……………18
- 平成27年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領……………18
- 平成27年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領……………21

### 消 防

- 奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令……………21

### 選挙管理委員会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………22
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………22

### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………22

## 規 則

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月27日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第52号

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（平成14年奈良市規則第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則

第1条中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例」を「奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例」に改め、「母子福祉資金及び」の次に「父子福祉資金並びに」を加える。

第2条第1項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改め、同項第1号中「の戸籍謄本」を「及び令第9条第2項の規定により連帯して債務を負担する保証人（以下「連帯保証人」という。）の住民票の写し」に

改め、同項第3号中「令第9条第2項の規定により連帯して債務を負担する保証人（以下「連帯保証人」という。）」を「母子福祉資金の貸付けを受けようとする者及び連帯保証人」に改め、同項第4号の表生活資金の項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改め、同条第2項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第4条を次のように改める。

（貸付けの決定及び通知）

第4条 市長は、第2条の貸付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により、貸付けの決定を行ったときは母子福祉資金等貸付決定通知書（別記第9号様式）により、申請者に通知し、貸付けを行うことが適当でないと認めるときは母子福祉資金等貸付不承認通知書（別記第9号様式の2）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの決定を行わないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

第5条第1項中「40日」を「30日」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第6条第1項中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第10条第3項を削る。

第19条の次に次の1条を加える。

（父子福祉資金の貸付け）

第19条の2 第2条から前条までの規定は、法第31条の6第1項に規定する資金（以下「父子福祉資金」という。）の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項	第13条第1項	法第31条の6第1項
	令第9条第2項	令第31条の7において準用する令第9条第2項
	法第6条第1項に規定する配偶者のない女子	法第6条第2項に規定する配偶者のない男子
	令第3条第5号	法第31条の6第1項第4号に基づく令第31条第5号
第5条第1項	配偶者のない女子	配偶者のない男子
	令第9条第4項	令第31条の7において準用する令第9条第4項
第9条第1項	令第12条	令第31条の7において準用する令第12条
第9条第2項	令第12条又は第13条	令第31条の7において準用する令第12条又は第13条
第10条第1項	法第13条第3項	法第31条の6第3項
	令第5条第2項各号	令第31条の3第2項各号
第12条第1項	令第7条第3号から第5号まで又は第8号	令第31条の5第3号から第5号まで又は第8号
第14条	令第8条第3項ただし書	令第31条の6第3項ただし書
第15条第1項	令第8条第5項	令第31条の6第5項
第16条	令第16条	令第31条の7において準用する令第16条
第19条第1項	令第19条第1項	令第31条の7において準用する令第19条第1項
第19条第2項	令第19条第1項第1号	令第31条の7において準用する令第19条第1項第1号
	同項第2号	令第31条の7において準用する令第19条第1項第2号

第20条中「前条」を「第19条」に、「第32条において準用する法第13条第1項」を「第32条第1項」に改め、同条の表を次のように改める。

第2条第1項	第13条第1項	法第32条第1項
	令第9条第2項	令第38条において準用する令第9条第2項
	法第6条第1項に規定する配偶者のない女子	法第6条第4項に規定する寡婦
第5条第1項	令第9条第4項	令第38条において準用する令第9条第4項
第9条第1項	令第12条	令第38条において準用する令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）

第9条第2項	令第12条又は第13条	令第38条において準用する令第12条（第2項第2号及び第3号を除く。）又は第13条
第10条第1項	法第13条第3項	法第32条第2項
	令第5条第2項各号	令第33条第2項各号
第12条第1項	令第7条第3号から第5号まで又は第8号	令第36条第3号から第5号まで又は第8号
第14条	令第8条第3項ただし書	令第37条第3項ただし書
第15条第1項	令第8条第5項	令第37条第5項
第16条	令第16条	令第38条において準用する令第16条
第19条第1項	令第19条第1項	令第38条において準用する令第19条第1項
第19条第2項	令第19条第1項第1号	令第38条において準用する令第19条第1項第1号
	同項第2号	令第38条において準用する令第19条第1項第2号

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「(寡婦福祉資金)」を「(父子福祉資金・寡婦福祉資金)」に、「母・寡」を「母・父・寡」に改め、同様式(注)の5、6及び7中「女子」を「女子若しくは男子」に改め、同様式(注)の8中「女子で」を「女子若しくは男子で」に改め、同様式(注)の9中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

別記第4号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第5号様式(注)の1中「母子福祉資金等療養資金」を「母子福祉資金等医療介護資金」に改める。

別記第8号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「(寡婦福祉資金)」を「(父子福祉資金・寡婦福祉資金)」に、「母・寡」を「母・父・寡」に、「女子で現に児童を扶養しているもの又は」を「女子若しくは男子で現に児童を扶養しているもの又は」に、「女子で現に児童を扶養しているものの」を「女子又は男子で現に児童を扶養しているものの」に改める。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式の2 (第4条関係)

第 号  
年 月 日

母子福祉資金等貸付不承認通知書

年 月 日申請の母子福祉資金等( 資金)の貸付けについては、下記の理由により不承認と認めましたので、通知します。

年 月 日

様

奈良市長



記

(理由)

別記第10号様式中「

母	資金
寡	

」を「

母	資金
父	資金
寡	

」に、「年3% 無利子」を「年1.5% ・ 無利子」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第11号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「

母	資金
寡	

」を「

母	資金
父	資金
寡	

」に改める。

別記第12号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「(寡婦福祉資金)」を「(父子福祉資金・寡婦福祉資金)」に、「

母	資金
寡	

」を「

母	資金
父	資金
寡	

」に改める。

別記第13号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「

母	修学資金
寡	

」を「

母	修学資金
父	修学資金
寡	

」に改める。

別記第14号様式中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

別記第15号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「

母	資金
寡	

」を「

母	資金
父	資金
寡	

」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

別記第16号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「

母	資金
寡	

」を「

母	資金
父	資金
寡	

」に、「女子」を「女子又は男子」に改める。

別記第18号様式中「奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則」を「奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第19号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「

母	資金
寡	

」を「

母	資金
父	資金
寡	

」に改める。

別記第20号様式中「

母	資金
寡	

」を「

母	資金
父	資金
寡	

」に改める。

別記第21号様式、第22号様式、第23号様式及び第27号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「

母	資金
寡	

」を「

母	資金
父	資金
寡	

」に改める。

別記第28号様式中「

母	資金
寡	

」を「

母	資金
父	資金
寡	

」に改める。

別記第29号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「

母	資金
寡	

」を「

母	資金
父	資金
寡	

」に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則の規定は、平成26年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当

分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成26年11月27日揭示済)

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月27日



奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第53号**

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考2の(2)を次のように改める。

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5

別記第1号様式中「年 月 日」を「第 年 月 日」  
別記第2号様式中「年 月 日」を「第 年 月 日」

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年11月27日揭示済)

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月27日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第54号**

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第5号に次のように加える。

エ 市内に住所を有し、重度の障害により意思疎通が困難である障害者又は障害児で、入院した際に医療従事者との意思疎通支援を必要とするもの

第28条第2項中「意思疎通支援事業」の次に「(前条第1項第5号エに該当する者を対象とする事業（以下「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」という。）を除く。）」を加える。

第28条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業を利用しようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定は、平成26年10月1日から

項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考2の(2)を次のように改める。

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

別表第2備考3の(1)中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

に改める。

に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

適用する。

(平成26年11月27日揭示済)

**告 示**

**奈良市告示第786号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年11月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

鴻ノ池運動公園中央駐車場改修工事ほか17件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年11月17日揭示済)

**奈良市告示第787号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年11月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 あやめ池小学校校舎改築その他工事に伴う工事監理業務委託
- (2) 業務場所 奈良市あやめ池南九丁目939番地の39
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年3月31日まで

- (4) 業務概要 工事監理業務委託一式  
延べ床面積 2,536.87㎡
- (5) 予定価格 16,528千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 12,674千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年11月17日揭示済)

**奈良市告示第788号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年11月17日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 旧平城プール公園整備及び右京ふれあい会館増築に伴う建築実施設計業務委託

- (2) 業務場所 奈良市右京三丁目18番地
- (3) 業務期間 契約の日から平成27年3月31日まで
- (4) 業務概要 耐震診断業務一式  
補強設計業務一式  
改修設計業務一式
- (5) 予定価格 5,282千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 4,104千円  
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年11月17日揭示済)

**奈良市告示第789号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条第1項の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年11月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
吉田病院精神科訪問看護ステーション 道	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目4-13 河辺ハイライフコーポ107号	平成26年11月1日

(平成26年11月17日揭示済)

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年11月17日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第790号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成26年10月1日 平成26年10月1日
名称	主たる事務所の所在地		
メープル訪問介護センター	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の1 森村第3ビル503号		
株式会社メープル	奈良県奈良市大宮町四丁目275番地の1 森村第3ビル503号		

(平成26年11月17日揭示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年11月17日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第791号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成26年9月30日 平成26年9月30日
名称	主たる事務所の所在地		
三条薬局	奈良県奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階212号		

株式会社メディシステム	埼玉県川口市上青木1丁目 3番36号 ハイトンハイツ1階
-------------	------------------------------------

(平成26年11月17日揭示済)

**奈良市告示第792号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年11月17日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
野口 創		はり・きゅう	平成26年7月1日
登美ヶ丘治療院 (野口 創)	奈良県奈良市中登美ヶ丘二丁目 1984-208		
太村 元信		はり・きゅう	平成26年7月1日
もりもと鍼灸整骨院 (太村 元信)	奈良県奈良市中辻町53番地		

(平成26年11月17日揭示済)

**奈良市告示第793号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年11月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年11月17日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円	（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課  
電話 0742-34-1111代表

(平成26年11月17日揭示済)

**奈良市告示第794号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年11月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年11月18日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成26年11月18日揭示済)

**奈良市告示第795号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年11月19日

奈良市長 仲川元庸



医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
たかはし耳鼻咽喉科	奈良県奈良市大安寺町515-2	平成26年9月30日
三条薬局	奈良県奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階212号	平成26年9月30日

(平成26年11月19日揭示済)

定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

**奈良市告示第796号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規

平成26年11月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
たかはし耳鼻咽喉科	奈良県奈良市大安寺町515-2	平成26年10月1日
にこにこ歯科	奈良県奈良市石木町100-1 イオンタウン富雄南SC内	平成26年11月1日

(平成26年11月19日揭示済)

した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

**奈良市告示第797号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

平成26年11月19日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
田中 百合子		あんま	平成26年10月31日
訪問マッサージ祥あん (田中 百合子)	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目 5番16-1号		

(平成26年11月19日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

**奈良市告示第798号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

平成26年11月19日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
角野 守		あんま	平成26年11月1日
訪問マッサージ祥あん (角野 守)	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目 5番16-1号		

(平成26年11月19日揭示済)

平成26年11月10日 奈良市指令都整開  
第12A-33-2号

**奈良市告示第799号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年11月19日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成25年2月19日 奈良市指令都整開 第12A-33号

平成25年7月29日 奈良市指令都整開

第12A-33-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成26年11月19日 第1445号

公共施設 平成26年11月19日 第678号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市北風呂町2番1の一部、2番2の一部、3番1並びに東城戸町21番、22番2、23番1、31番及び60番2（1工区）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号

パナホーム株式会社 代表取締役 藤井 康照

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市北風呂町2番1の一部、2番2の一部、3番1並びに東城戸町21番の一部、22番2、23番1の一部、31番の一部及び60番2の一部  
 (2) 下水道  
 奈良市北風呂町3番1の一部  
 (平成26年11月19日揭示済)

**奈良市告示第800号**  
 公募型プロポーザル方式により奈良市クリーンセンター施設基本計画策定等業務委託業者を選定するので次のとおり告示します。  
 平成26年11月20日  
 奈良市長 仲川元庸

1 公募に付する事項

項目	概要
業務名	奈良市クリーンセンター施設基本計画策定等業務
業務内容	① 奈良市クリーンセンター施設基本計画策定 ② 奈良市クリーンセンター整備事業に関するPFI等手法導入可能性調査 ③ 奈良市クリーンセンター建設候補地周辺における付帯施設検討
業務目的	奈良市のごみ処理施設については、稼働後約30年を経過しており、老朽化が進んでいるため、循環型社会形成の推進を図る施設として新たに建設する必要がある。 本業務は、環境省の循環型社会形成推進交付金事業として、熱回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設の整備を図るため、建設候補地内に建設するクリーンセンター施設基本計画を策定することを目的とする。あわせて、施設の整備及び運営事業を民間のノウハウを活用したPFI等事業として実施することについての導入可能性調査を実施するものとする。さらに、クリーンセンター建設により地域ニーズにも沿った地域振興策として、クリエイティブかつ将来に渡り持続可能な付帯施設についての検討と共に施設全体として調和のとれたまちづくりの検討を行うものとする。
委託期間	契約日から平成27年3月31日まで(予定)
契約形式	業務委託契約
委託予定金額	25,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

以下省略

(平成26年11月20日揭示済)

**奈良市告示第801号**

平成26年11月27日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。  
 平成26年11月20日  
 奈良市長 仲川元庸  
 (平成26年11月20日揭示済)

**奈良市告示第802号**

平成27年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。  
 平成26年11月20日  
 奈良市長 仲川元庸  
 平成27年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領  
 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成27・28年度(27年度)において、奈良市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。  
 市外業者(市内に建設業法(昭和24年法律第100号)等

に基づく本店及び支店等を有しない者)については、今回は基準年受付となり、平成27・28年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、追加年受付となり、平成27年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成26年2月に申請されなかった方です。  
 1 入札参加者の資格  
 (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ない者でないこと。  
 (2) 平成25・26年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合は、平成24・25年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。  
 (3) 平成25・26年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。  
 (4) 平成25年4月～平成26年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。  
 (5) 次のいずれにも該当しないもの  
 ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律

第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 2 受付期間

平成27年2月16日(月)から同月27日(金)まで(土・日曜日を除く。)

※送付分については、平成27年2月2日(月)から受付します。

## 3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

## 4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟5階 契約課  
＜問い合わせ先＞奈良市 会計契約部 契約課  
電話番号 0742-34-4743

## 5 申請方法

- (1) 市内業者は持参受付に限ります。
- (2) 準市内業者及び市外業者は、送付での申請をしてください。(送付受付は平成27年2月27日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、82円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

## 6 送付先

〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 会計契約部 契約課 工事入札担当

## 7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 1年間(平成27年度)
- (2) 市外業者 2年間(平成27・28年度)

## 8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

## 9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のもの

を提出してください。

(4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、会計契約部契約課に変更届を提出してください。

(5) 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)

(6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

(7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

## 10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

### (1) 建設業者

建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者

＜市内業者＞(市内に建設業法に基づく本店を有する者)

### ① 入札参加資格審査申請書(第1号様式)

\*経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種(土木工、建築工、とび・土工、電気工、管工、舗装工、塗装工、防水工及び造園工)については、最大3業種までの申請となります。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)

③ 職員名簿(第5号様式)

④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)

⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)

⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号[経營業務の管理責任者証明書](写し)

⑦ 建設業許可申請書のうち、様式第八号(1)又は(2)[専任技術者証明書(新規・変更)又は(更新)](写し)

⑧ 建設業許可通知書又は証明書(写し)

⑨ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)

⑩ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)

⑪ 納税証明書(写し)

・法人 平成25・26年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合は、平成24・25年度分)及び固定資産税に係るもの

・個人 平成25・26年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの

⑫ 国民健康保険料納付証明書(写し)(個人業者のみ)

で平成25・26年度分に係るもの)

- ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成25年4月～平成26年9月分に係るもの)
- ⑭ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑮ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑯ 調査票
- ⑰ 誓約書
- ※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの)及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>

(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

- ① 入札参加資格審査申請書(第2号様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)(写し)[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑦ 委任状(原本)(営業所等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写し)
  - ・法人 平成25・26年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合は、平成24・25年度分)及び固定資産税に係るもの
  - ・個人 平成25・26年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成25年4月～平成26年9月分に係るもの)
- ⑫ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑬ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑭ 調査票
- ⑮ 誓約書

<市外業者>

(市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者)

- ① 入札参加資格審査申請書(第2号様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)(写し)[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)(e-tax電子納税証明書可。CDで提出)
  - ・法人 (その3)又は(その3の3)様式
  - ・個人 (その3)又は(その3の2)様式
- ⑪ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑫ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑬ 調査票
- ⑭ 誓約書
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程による登録業者)
- 2 測量業者(測量法(昭和24年法律第188号)による登録業者)
- 3 建築設計業者(建築士法(昭和25年法律第202号)による登録業者)
- 4 地質調査業者(地質調査業者登録規程による登録業者)
- 5 補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規程による登録業者)
- 6 その他(1～5以外で調査業務等について営業する者)

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

- ① 入札参加資格審査申請書(第3号様式の1・第3号様式の2)



- ② 業態調査（業態調査に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）  
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
  - ・市内業者及び準市内業者  
法人 平成25・26年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合は、平成24・25年度分）及び固定資産税に係るもの  
個人 平成25・26年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
  - ・市外業者  
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書可。CDで提出）  
法人（その3）又は（その3の3）様式  
個人（その3）又は（その3の2）様式
- ⑪ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成25・26年度分に係るもの）
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成25年4月～平成26年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑮ 調査票
- ⑯ 誓約書
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者

- ① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）
- ② 取扱品目一覧表
- ③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類
- ④ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3

箇月以内のもの）

- ⑤ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑥ 納税証明書（写し）
  - ・市内業者及び準市内業者  
法人 平成25・26年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合は、平成24・25年度分）及び固定資産税に係るもの  
個人 平成25・26年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
  - ・市外業者  
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書可。CDで提出）  
法人（その3）又は（その3の3）様式  
個人（その3）又は（その3の2）様式
- ⑦ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成25・26年度分に係るもの）
- ⑧ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成25年4月～平成26年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
- ⑨ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑩ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑪ 調査票
- ⑫ 誓約書
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

（平成26年11月20日揭示済）

奈良市告示第803号

平成27年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成26年11月20日

奈良市長 仲川元庸

平成27年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成27・28年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

1 入札（見積り）に参加する者に必要な資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成25年・26年度分の市・県民税（法人市民税に



あつては、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合、平成24年・25年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。

- (3) 平成25・26年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等(法人にあつては役員、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間及び時間

(1) 受付期間

市内業者	平成26年12月8日(月)～ 平成26年12月19日(金) ※土曜・日曜を除く。
準市内業者 市外業者	平成26年12月1日(月)～ 平成26年12月19日(金) ※土曜・日曜を除く。

※準市内業者…奈良市内に支店又は営業所を有する業者

(2) 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

3 受付場所及び申請方法

(1) 受付場所

奈良市役所庁舎北棟6階 第18会議室(持参受付の方のみ)

(2) 申請方法

市内業者……………別表第1の書類をクリアファイ

ルに入れ、**持参申請**でのみ受け付けます。

準市内・市外業者…別表第1の書類をクリアファイルに入れ、**送付申請**でのみ受け付けます。

(送付受付は、受付期間最終日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し82円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

4 送付先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所会計契約部契約課

5 登録有効期間

2年間(平成27年4月1日～平成29年3月31日)

6 その他留意事項

- (1) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- (2) 使用印鑑届は、実印でなくても結構ですが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので、十分留意してください。
- (3) 納税証明書の申請には、印鑑(法人の場合には法人印)、納税義務者以外の方が申請される場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書(市内個人業者のみ)の申請についても同様の手続が必要ですのでご注意ください。
- (4) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- (5) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (6) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (7) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

7 問い合わせ先

奈良市会計契約部契約課

電話番号0742-34-4743(ダイヤルイン)

奈良市企業局経営部経理課

電話番号0742-34-5200(代表)

※ 今回受付分より、奈良市・奈良市企業局への申請を統合することとなりました。

そのため、申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録となります。

別表第1

提出書類

	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書(第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3	業者情報及び販売高調書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4	契約実績調書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5	取扱メーカー調書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6	資格(技術)者等調書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・認可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
	例-警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録、院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等			
7	使用印鑑届 (第7号様式)	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
8	委任状 (第8号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば追加してください。
9	入札参加資格審査申請書受領書 (第9号様式)	○	○	あらかじめ、所在地・商号又は名称・代表者氏名を記入しておいてください。
10	印鑑証明書(原本)	○	○	法人…法務局、個人…市町村
11	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
12	納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…2年分 (法人は法人市民税) *市外業者 ■個人…所得税 (その3又はその3の2) ■法人…法人税 (その3又はその3の3)	○	○	個人・法人 平成25・26年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合は、平成24・25年度分)及び固定資産税(市民税課で証明)  税務署で証明 e-tax電子納税証明書可 (CDで提出)
	13			納付証明書(写し可) ■国民健康保険料…2年分 (本市の国民健康保険料を賦課された者)
14	調査票	○	○	
15	誓約書	○	○	

(注) ・○印は、必ず提出するもの。  
・△印は、必要な方が提出するもの。  
・提出書類は、クリアファイル(A4)に入れて提出してください。

(平成26年11月20日揭示済)

奈良市告示第804号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良

市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年11月21日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	遊具等保守点検業務委託
業務内容	市内小学校に設置されている遊具について、事故の防止及び安全管理の措置を講ずるため保守点検

委託期間	契約締結の日から平成27年2月27日まで
契約形式	委託契約

以下省略

(平成26年11月21日揭示済)

**奈良市告示第805号**

平成26年11月21日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成26年11月25日

奈良市長 仲川元庸

1 平成26年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度奈良市一般会計

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		6,185,452 <sup>千円</sup>	94,000 <sup>千円</sup>	6,279,452 <sup>千円</sup>
	3 県委託金	107,791	94,000	201,791
歳入合計		126,820,093	94,000	126,914,093

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,379,766 <sup>千円</sup>	94,000 <sup>千円</sup>	14,473,766 <sup>千円</sup>
	5 選挙費	102,250	94,000	196,250
歳出合計		126,820,093	94,000	126,914,093

(平成26年11月25日揭示済)

**奈良市告示第806号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規

定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年11月25日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
タキヤ奈良駅前薬局	奈良県奈良市大宮町一丁目3-8	平成26年10月1日

(平成26年11月25日揭示済)

**奈良市告示第807号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成26年11月25日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
木村 愛		あんま	平成26年11月12日
木村 愛	奈良県奈良市大宮町四丁目252番地 パルスコート新大宮206号室		

(平成26年11月25日揭示済)

**奈良市告示第808号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、近畿日本鉄道株式会社から次のとおり、登

美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項により公告します。

平成26年11月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 換地処分の日  
平成26年10月30日
- 2 換地処分の内容  
平成26年10月24日付け奈良市指令整都区認第26-3号をもって認可した換地計画のとおり  
(平成26年11月25日揭示済)

**奈良市告示第809号**

奈良農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成26年12月24日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成27年1月8日までに市にこれを申し出ることができます。

平成26年11月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間  
平成26年11月25日から平成26年12月24日まで
- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市観光経済部農林課内  
(平成26年11月25日揭示済)

**奈良市告示第810号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年11月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年11月21日
- 3 移動対象区域  
J R奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成26年11月25日揭示済)

**奈良市告示第811号**

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに該当区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第3項

の規定により告示します。

平成26年11月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 実施区域 別図1・2のとおり
- 2 実施期日 平成27年1月19日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号 別図1・2のとおり
- 5 住居番号 別表のとおり  
別図1・2及び別表省略  
(平成26年11月25日揭示済)

**奈良市告示第812号**

J R奈良駅西側市有地の売払いについて、次に定める「条件付き一般競争入札J R奈良駅西側市有地売払い実施要領」のとおり条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成26年11月26日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成26年11月26日揭示済)

**奈良市告示第813号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年11月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成26年11月27日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略  
(平成26年11月27日揭示済)

**奈良市告示第814号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成26年11月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更の年月日  
平成27年1月19日
- 2 街区の区域の変更  
・菅野台の一部  
別図1を別図2に示すとおり変更します。



8・9・12街区の区域を変更。  
・あやめ池南八丁目の一部  
別図3を別図4に示すとおり変更します。  
2・4街区の区域を変更。

別図1から別図4まで省略  
(平成26年11月28日揭示済)

**奈良市告示第815号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年11月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成26年9月5日 奈良市指令都整開 第14A-20号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成26年11月28日 第1446号  
公共施設 平成26年11月28日 第679号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市法華寺町278番2の一部及び278番3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市芝辻町三丁目1番13号  
小林 忠
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市法華寺町278番2の一部及び278番3の一部  
(平成26年11月28日揭示済)

**訓 令 甲**

**奈良市訓令甲第8号**

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年11月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和44年奈良市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

別表環境部の部上記以外の環境事業室及びクリーンセンター建設準備課の項中「及びクリーンセンター建設準備課」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年11月25日から施行する。  
(平成26年11月21日揭示済)

**公 営 企 業**

**奈良市企業局告示第63号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年11月17日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

- 1 入札に付する事項  
給配水管等修繕工事に伴う路面復旧工事、奈良市恋の窪一丁目地内他（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年11月17日揭示済)

**奈良市企業局告示第64号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年11月17日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

- 1 入札に付する事項  
平城浄化センター耐震補強に伴う電気設備工事（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年11月17日揭示済)

**奈良市企業局告示第65号**

平成27年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成26年11月20日

奈良市公営企業管理者  
池田 修

平成27年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成27・28年度（27年度）において、奈良市企業局が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格



審査申請書を提出してください。

市外業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、今回は基準年受付となり、平成27・28年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、追加年受付となり、平成27年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成26年2月に申請されなかった方です。

#### 1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成25・26年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合は、平成24・25年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成25・26年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 平成25年4月～平成26年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないもの

- ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
- オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 2 受付期間

平成27年2月16日（月）から同月27日（金）まで（土曜日・日曜日を除く）  
※送付分については、平成27年2月2日（月）から受付します。

#### 3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

#### 4 受付場所

奈良市企業局庁舎1階

奈良市企業局 経営部経理課入札係  
電話番号 0742-34-5200（代表）

#### 5 申請方法

- (1) 市内業者は持参受付に限ります。
- (2) 準市内業者及び市外業者は、送付での申請をしてください。（送付受付は平成27年2月27日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、82円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

#### 6 送付先

〒630-8001  
奈良市法華寺町264番地1  
奈良市企業局 経営部経理課入札係

#### 7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 1年間（平成27年度）
- (2) 市外業者 2年間（平成27・28年度）

#### 8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

#### 9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度経営部経理課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじにして提出してください。（各項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載）
- (6) 提出いただいた入札参加資格申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

#### 10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

##### (1) 建設業者

建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（奈良市企業局の様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写

し) (平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)

- ③ 職員名簿 (第5号様式)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
- ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)
- ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号 [経營業務の管理責任者証明書] (写し)
- ⑦ 建設業許可申請書のうち、様式第八号 (1) 又は (2) [専任技術者証明書 (新規・変更) 又は (更新)] (写し)
- ⑧ 建設業許可通知書又は証明書 (写し)
- ⑨ 印鑑証明書 (原本) (法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
- ⑪ 納税証明書 (写し)
  - ・法人 平成25・26年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合は、平成24・25年度分) 及び固定資産税に係るもの
  - ・個人 平成25・26年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑫ 国民健康保険料納付証明書 (写し) (個人業者のみで平成25・26年度分に係るもの)
- ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (該当者のみで平成25年4月～平成26年9月分に係るもの)
- ⑭ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑮ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑯ 調査票
- ⑰ 誓約書

※官公需適格組合 (事業協同組合の場合) については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿 (組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの) 及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

#### <準市内業者>

(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

- ① 一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書 (国土交通省 (地方整備局等) 様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年

分) (写し)

- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2) (写し) [営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑦ 委任状 (原本) (営業所等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑧ 印鑑証明書 (原本) (法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
- ⑩ 納税証明書 (写し)
  - ・法人 平成25・26年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合は、平成24・25年度分) 及び固定資産税に係るもの
  - ・個人 平成25・26年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (該当者のみで平成25年4月～平成26年9月分に係るもの)
- ⑫ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑬ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑭ 調査票
- ⑮ 誓約書

#### <市外業者>

(市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者)

- ① 一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書 (国土交通省 (地方整備局等) 様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (平成25年10月1日から平成26年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2) (写し) [営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑦ 委任状 (原本) (支店等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑧ 印鑑証明書 (原本) (法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
- ⑩ 法人税 (個人業者の場合は所得税) に係る納税証明書 (写し)
  - (e-tax電子納税証明書可。CDで提出)
  - ・法人 (その3) 又は (その3の3) 様式

- ・個人（その3）又は（その3の2）様式
- ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑬ 調査票
- ⑭ 誓約書
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
- 3 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
- 4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局）様式）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）  
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）

・市内業者及び準市内業者

- 法人 平成25・26年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成26年度分が確定していない場合は、平成24・25年度分）及び固定資産税に係るもの
- 個人 平成25・26年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの

- ・市外業者  
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）  
(e-tax電子納税証明書可。CDで提出)  
法人（その3）又は（その3の3）様式  
個人（その3）又は（その3の2）様式
- ⑪ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成25・26年度分に係るもの）
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成25年4月～平成26年9月分に係るもの）（市内及び準市内業者のみ）
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑮ 調査票
- ⑯ 誓約書
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

（平成26年11月20日揭示済）

奈良市企業局告示第66号

平成27年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成26年11月20日

奈良市公営企業管理者

池田修

平成27年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領

以下省略（平成26年奈良市告示第803号に同じ。）

（平成26年11月20日揭示済）

消 防

奈良市消防局長訓令甲第7号

全職員

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年11月20日

奈良市消防局長 酒井孝師

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市消防職員の勤務時間等に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、休息时间」を削る。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。  
（勤務時間の割振り）

第4条 交替制勤務の職員の勤務時間等の割振りは、所属長が定める。

2 前項により指定された休憩時間又は睡眠時間に、水火災等の災害その他所属長が必要と認める業務に従事する場合は、勤務時間等を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

別表備考を次のように改める。

備考 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。

(平成26年11月20日揭示済)

## 選挙管理委員会

### 奈良市選挙管理委員会告示第35号

平成26年12月1日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成26年12月2日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成26年11月28日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所北棟4階  
選挙管理委員会事務局内

(平成26年11月28日揭示済)

### 奈良市選挙管理委員会告示第36号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成26年12月2日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成26年11月28日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟4階  
選挙管理委員会事務局内

(平成26年11月28日揭示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第22号

奈良市農業委員会平成26年12月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成26年11月28日

奈良市農業委員会

農地部会長 西 井 隆

1 日時

平成26年12月5日（金） 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (5) 知事許可について（11月許可分）

(平成26年11月28日揭示済)